

令和8年4月1日から

# 自転車の交通違反に 青切符が導入!!

(交通反則通告制度)



古町さん、団五郎君  
自転車のルールが  
新しくなるよ



## 青切符 (交通反則通告制度) とは

一定の交通違反をした場合、「青切符」と「反則金の納付書」が交付され、納付書で反則金を納めれば刑事処分には付されないという制度です。

### 携帯電話の使用



反則金 12,000円

### 一時不停止



反則金 5,000円

### 赤信号無視



反則金 6,000円

### 横断歩行者妨害



反則金 6,000円



自転車運転者の  
青切符は  
16歳以上の  
運転者が対象

# ルールを制する者が未来を制す

## みんなも覚えよう自転車安全利用五則

- 1** 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



- 2** 交差点では信号と一時停止  
を守って、安全確認



- 3** 夜間はライトを点灯



- 4** 飲酒運転は禁止



- 5** ヘルメットを着用



みんなで  
守ろう!

## 自転車保険の加入も忘れずに

令和4年10月1日から、新潟県の条例により自転車保険の加入が義務化されました。自転車乗用中に歩行者と衝突する事故を起こし、高額賠償が発生した事例もあります。

もっと自転車のルールを詳しく知りたい方は、新潟市の自転車ルールブックを見てね!

